

船舶インシデント調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和元年7月21日 12時30分ごろ
発生場所	富山県伏木富山港外港 新湊西防波堤灯台から真方位046° 1.3海里付近 (概位 北緯36° 47.8′ 東経137° 08.0′)
インシデントの概要	遊漁船仁琉丸は、航行中、定置網を示す小型標識灯を固定するロープがプロペラに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年7月24日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 仁琉丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	292-42953富山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、航行中、定置網を示す小型標識灯を固定するロープ（以下「本件ロープ」という。）がプロペラに絡まり、主機が停止した。</p> <p>本船は、船長が海上保安庁に本インシデントの発生を通報し、海上保安庁の巡視艇によりえい航された。</p> <p>船長は、小型標識灯が整備のため外され、代わりに球形のブイ（以下「本件ブイ」という。）が設置されていたものの、本件ブイが北東に流れる潮により水面から沈み込んでいたので見えづかったと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、定置網に接近して航行した際、仮設の本件ブイが水面下に沈み込んでいたことから、船長が本件ブイを視認することができず、本件ロープがプロペラに絡まり、主機が停止して運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、定置網に接近して航行した際、仮設の本件ブイが水面下に沈み込んでいたため、船長が本件ブイを視認することができず、本件ロープがプロペラに絡まり、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設のブイは、潮流によって沈下しない大型のものを設置するこ

と。

- ・定置網から離れて航行することが望ましい。